

令和8年度 応急手当普及員養成講習を開催します

1 応急手当普及員とは

主に自身が所属する松山市内の事業所や地域において、その事業所等の従業員・構成員に対し、応急手当（心肺蘇生法やAEDの取り扱い方法など）の指導を行う者として、松山市消防局長が認定した方をいいます。

応急手当普及員講習を受講し試験に合格すると、応急手当普及員として認定され、訓練用人形などの応急手当普及啓発用資器材の貸出制度が利用できるようになります。

応急手当普及員資格の有効期限は認定から3年です。資格の継続を希望する場合は、再講習の受講が必要です。

2 開催日時

令和8年11月6日（金）、7日（土）、8日（日） 各日9時00分から17時45分まで

※3日間の受講が必要です。

3 開催場所

松山市保健所・消防合同庁舎 6階 中会議室（松山市萱町6丁目30-5）

4 受講できる方

松山市に在住、もしくは通勤・通学をしている方で、3日間すべて参加できる方。

（原則18歳以上の方とします。）

5 受講申込

（1）方法 申し込みフォーム（下側のURLや二次元バーコードから申し込みいただけます）

（2）期限 令和8年10月5日（月）から10月23日（金）まで（定員に達した場合は期限内でも受付を終了します）

URL：https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12428



二次元コード

6 注意事項

（1）実技を含む講習です。動きやすい服装でご参加ください。

（2）開催条件（受講者数2名以上、10名以下）を設けています。あらかじめご了承ください。

（3）自然災害等の発生により、講習を中止する場合があります。

ご不明な点は、松山市消防局救急課へお問い合わせください。

TEL:089-926-9227 FAX:089-926-9187